

1. 地域密着型サービス運営委員会とは

地域密着型サービスの適正な運営を確保するための機関

2. 所掌事務

- 指定基準及び介護報酬の設定
- 事業所の指定
- サービスの質の確保、運営評価など

3. 組織

- 学識経験者
- 医療、福祉関係団体等の代表者
- 住民自治組織の代表者
- 介護保険の被保険者の代表者
- 市の職員
- その他市長が適当と認める者

4. 委員からの意見

(1) 事業所の衛生管理について

① 手洗い等の蛇口の改善

(例) 自動水栓・肘押し式・センサー式・足踏み式

② ペーパータオルの設置

③ 足踏み式のゴミ箱の設置

④ トイレ等の扉の改善

(例) 手前から押して開閉するタイプ等

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止について

① 消毒や手袋交換等の徹底

不足する場合は、市が保管する資材の支給、貸与が可能なケースもありますのでご相談ください。

② ICT機器の活用

オンラインによる面会を導入し、外部からのウイルス侵入を防ぐ。機器の導入については、兵庫県の補助制度がありますのでご検討ください。